

第2部 プラン策定の背景

1. 世界（国際連合）の動き

男女共同参画社会形成への動きは、昭和 50（1975）年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」（第1回世界女性会議）で「世界行動計画」が採択され、各国の行動が開始されました。この年は「国際婦人年」と定められ、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、各 government に対して「世界行動計画」に基づく取り組みの推進を求め、女性の地位向上を図るための努力を世界的規模で行うことが決定されました。

昭和 55（1980）年のコペンハーゲン会議では、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。この条約では、「機会の平等」だけでなく、「事実上の平等」を求める、目標は「男は仕事、女は家庭」と性別によって固定的な役割を決めるのではなく、男女とも「男らしさ」「女らしさ」にとらわれず、「自分らしく」生きることとしています。

昭和 60（1985）年のナイロビ会議では、「国連婦人の 10 年」の間の成果を受けて、西暦 2000 年に向けて各 government 等が実情等に応じて効果的措置を探る上でのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「将来戦略」という。）を採択し、引き続き西暦 2000 年に向けて「国連婦人の 10 年」の目標達成のための努力を継承することが決定されました。

平成 7（1995）年、北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」では、全世界が男女両性間における平和で公正な人間的な世界を創るという目的達成に向かって、すべての人の緊急かつ集中的な行動が要求されました。

平成 12（2000）年 6 月にニューヨークの国連本部で、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、男女平等の実現に向けた 21 世紀の基本路線となる「政治宣言」と「更なる行動と発議（イニシアティブ）」に関する文書（成果文書）」が採択されました。この中には、あらゆる形態の暴力から女性を保護する目標や、「家事や育児に男性にも女性と同じ責任を共有するよう奨励する」など、男性の関与を強める努力目標が盛り込まれました。

平成 17（2005）年、「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」ハイレベル会合）」が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成 22（2010）年 3 月、第 54 回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、「北京宣言及び行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」、「北京+10 宣言」を再確認し、これらの完全実施に向けた貢献の強化を国際社会に求める「宣言」が採択されました。

平成 26（2014）年 3 月、第 58 回国連婦人の地位委員会において、「自然災害における

「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

平成 27（2015）年 3 月、第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が国連本部（ニューヨーク）で開催され、北京宣言及び行動綱領、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030 年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという「宣言」が採択されました。

平成 27（2015）年 3 月、第 3 階国連防災世界会議が仙台市で開催され、「仙台防災枠組 2015-2030」及び「仙台宣言」が採択されました。防災の新しい国際的指針の中に、防災投資の重要性、多様なステークホルダー（利害関係者）の関与、「より良い復興（Build Back Better）」など日本から提案した考え方を取り入れられました。

平成 27（2015）年 9 月、国連総会で世界共通の目標「SGDs」（世界中の“誰一人取り残さない”）が採択されました。

2. 国の動き

国においては、世界女性会議を受けて、昭和 52（1977）年、「国内行動計画」が策定され、以後国際連合を中心とした国政的な動きを受けて、男女間の差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。

昭和 55（1980）年、「女子差別撤廃条約」に署名しました。

昭和 60（1985）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（「男女雇用機会均等法」）の制定や、国民年金法改正などの法律、制度の整備が進められ、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）の批准国となり、昭和 62（1987）年には、男女共同参画型社会の形成を目指した「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成 6（1994）年には、男女共同参画社会の実現に向けて総合的、効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

平成 8（1996）年、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定され、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習等の見直し」や「女性に対する暴力の根絶」等の新たな課題が示されました。

平成 11（1999）年 6 月、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、都道府県に計画の策定が義務付けられました。

平成 13（2001）年、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が公布され、平成 14 年 4 月から施行されました。その後、平成 16（2004）年に一部改正され、DV の定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本計画の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

平成 17（2005）年、国内外の様々な状況変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。

平成 19（2007）年 4 月、男女雇用機会均等法が改正され、女性に対する差別の禁止が

男女双方に拡大され、男性も均等法に基づく調停など個別紛争の解決援助が利用できるようになりました。

平成 20（2008）年、「DV 防止法」が一部改正され、保護命令制度の対象が生命等に対する脅迫にまで拡充されるとともに、裁判所は被害者からの申し立てにより「接近禁止命令」とあわせて「電話等を禁止する保護命令」を発することができるなど、被害者の支援の充実が図られました。また、市町村においても、配偶者からの暴力防止や被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定することが努力義務とされました。

平成 21（2009）年 6 月、仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、父親も子育てにより関われる働き方ができるような見直しが盛り込まれました。

少子高齢化による労働人口の減少が進み、男性の長時間労働による様々な問題が浮上する中、女性の活躍による経済社会の活性化や男性にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の形成を強調した「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が、平成 22（2010）年 12 月に策定されました。

平成 25（2013）年 6 月、「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられました。同年 12 月、「DV 防止法」が改正されました。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 26（2014）年 9 月、東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（World Assembly for Women in Tokyo）が開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

平成 26（2014）年 10 月、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され“女性の活躍「見える化」サイト”が開設されました。

平成 27（2015）年 9 月、女性活躍推進法が公布されました。

平成 27（2015）年 12 月、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

平成 30（2018）年 5 月、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されました。

平成 31（2019）年 4 月、働き方改革関連法一部施行されました。

令和 2（2020）年 6 月、女性の自由な働き方を後押しする等、出産・育児休業の取得促進やキャリア継続、労働力不足の解消を図るために、男女機会均等法改正が施行され、職場のパワーハラスメント防止措置が義務付けられました。（ただし、中小企業では、2022 年 4 月 1 日以前は努力義務）。セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止指針が改正されました。

令和 2（2020）年 12 月、第 5 次男女共同参画基本計画が策定されました。

3. 佐賀県の動き

佐賀県においては、昭和 60（1985）年、佐賀県婦人問題対策審議会の提言を踏まえ、「80 年代佐賀県総合計画」の具体的方策として、「佐賀県婦人問題の推進方策」を策定しました。昭和 63（1988）年、青少年婦人課に婦人係を新設し、「佐賀県長期計画」に男女共同参画の社会づくりを盛り込みました。

平成元（1989）年に県民意識調査を実施し、その結果を踏まえて平成2（1990）年「さが女性プラン21」を策定し、その推進項目に掲げていた佐賀県立女性センター（アバンセ）が平成7（1995）年3月に開館しました。

平成13（2001）年3月、本県の特性に応じた男女共同参画社会の形成を促進するための、「佐賀県男女共同参画基本計画」が策定され、10月には男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「佐賀県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成14（2002）年4月、「佐賀県男女共同参画推進条例」に基づき、性別による人権侵害の相談や県の男女共同参画施策に対する意見の受け付け、男女共同参画に関する普及啓発活動などを行う「佐賀県男女共同参画推進員」を設置しました。男女共同参画推進員の経験を契機として、女性の相談を受け付ける団体が設立されるなど、県内において、男女共同参画を推進する団体が増えました。

平成14（2002）年4月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすべき施設として、婦人相談所及び県立女性センターを指定し、相談など被害者への支援を強化しました。

平成16（2004）年4月、女性に対する暴力の根絶を図るため、中・長期的課題について関係機関、団体が検討し、それぞれが行う事業を総合調整する「佐賀県DV総合対策センター」を全国で初めての取組として、県立女性センター内に設置しました。併せて「佐賀県DV総合対策会議」を設置し、関係機関、団体の連携強化を図っています。

平成17（2005）年10月、男女共同参画社会づくりに向けた全県的な取組みを推進するため、「佐賀県男女共同参画推進連携会議」創設しました。

平成18（2006）年3月、「佐賀県男女共同参画基本計画」が改正されました。また、同年に「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定され、平成21（2009）年3月に改正されました。

平成21（2009）年、「佐賀県DV被害者支援基本計画」が改正され、「県立女性センター」を「県立男女共同参画センター」に名称変更されました「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」が実施されました。

平成23（2011）年3月、第3次佐賀県男女共同参画基本計画（2011-2015）が策定されました。

平成25（2013）年3月、佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）が策定されました。

平成26（2014）年、女性の社会進出を考え、女性がその柔軟なセンスを發揮し、日本の経済社会において活躍することができる社会の実現のために経済団体や地域社会が一緒になって取り組む「女性の大活躍推進佐賀県会議」が設置されました。「佐賀県DV被害者支援基本計画」が策定されました。「輝く女性応援会議 in 佐賀」が開催され、「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査」が実施されました。

平成 27（2015）年、「女性の大活躍推進佐賀県会議」との共催で「女性の大活躍推進フォーラム」が開催され、「佐賀県イキメン講座キックオффフォーラム」が開催されました。

平成 28（2016）年 3 月、「第 4 次佐賀県男女共同参画基本計画」（「佐賀県女性活躍推進計画」含む。）が策定されました。

平成 31（2019）年 3 月、「佐賀県 DV 防止・被害者支援基本計画」（第 4 次計画）が策定されました。

4. 基山町の動きと意識調査の結果

基山町は、平成 18（2006）年に策定された「第 4 次基山町総合計画」に「男女共同参画の推進体制の確立」が盛り込まれ、男女共同参画の計画を策定することになりました。

まず、平成 21（2009）年 1 月に基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（公募委員 2 名と各種団体代表 6 名）を設置しました。町民の現在の男女共同参画意識を把握するため、7 月には基山中学校の 3 年生、18 歳の町民、20 歳以上 80 歳未満の町民を対象に「基山町男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。平成 23（2011）年 3 月「基山町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 27（2015）年 7 月に 5 年目の見直しとして「基山町男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

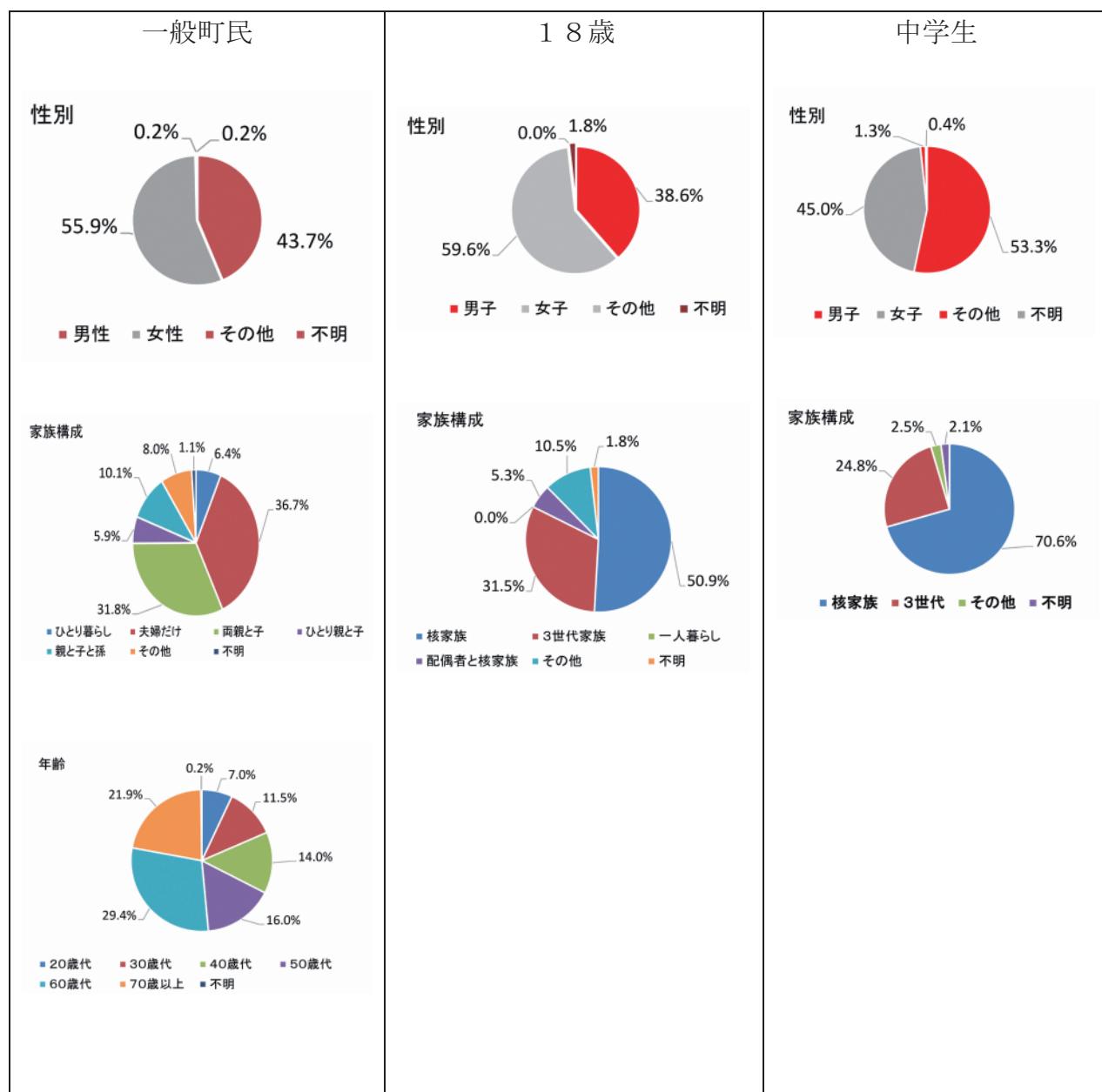
また、平成 27（2015）年 12 月に策定された「第 5 次基山町総合計画」では、「基本計画 5 協働+idea 基山町のために結束できるまち」の中に、男女共同参画の推進が盛り込まれています。

今回は、令和 2（2020）年 6 月に基山町男女共同参画推進プラン策定委員会（公募委員 2 名と各種団体代表 7 名）を設置しました。本プランの策定に先立ち、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、DV の状況等を把握するために、「基山町男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

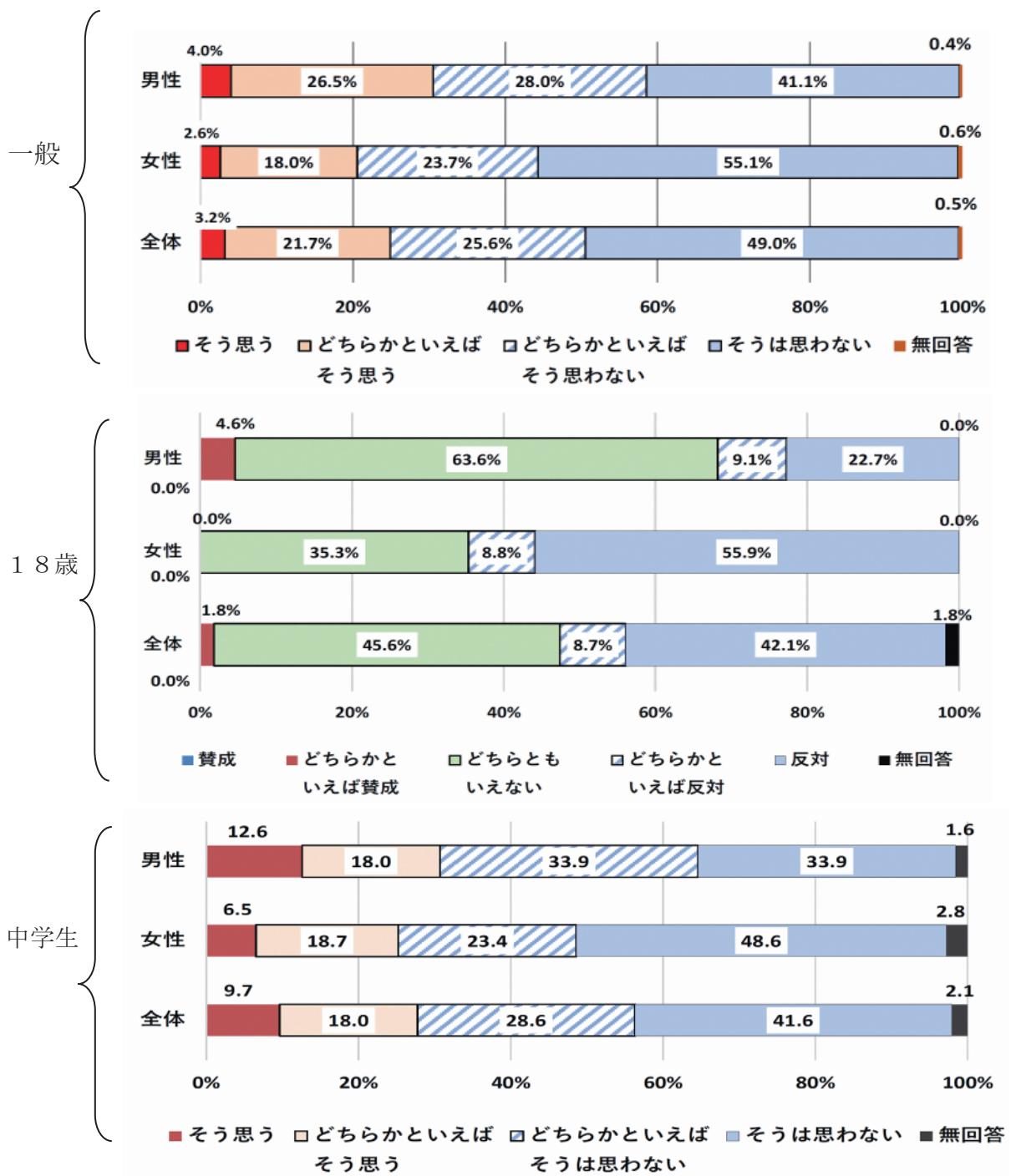
その結果、以下のような意識がうかがえました。

対象者		調査方法	配布数	回収数	回収率
一般	住民基本台帳から無作為抽出	郵送	1,338 票	626 票	46.8%
18 歳	基山町在住の 18 歳の男女、全数	郵送	162 票	57 票	35.2%
中学生	基山中学校 2.3 年生、全生徒	中学校で配布、回収	252 票	238 票	94.0%

※18 歳については、令和 2 年度に 18 歳になる者



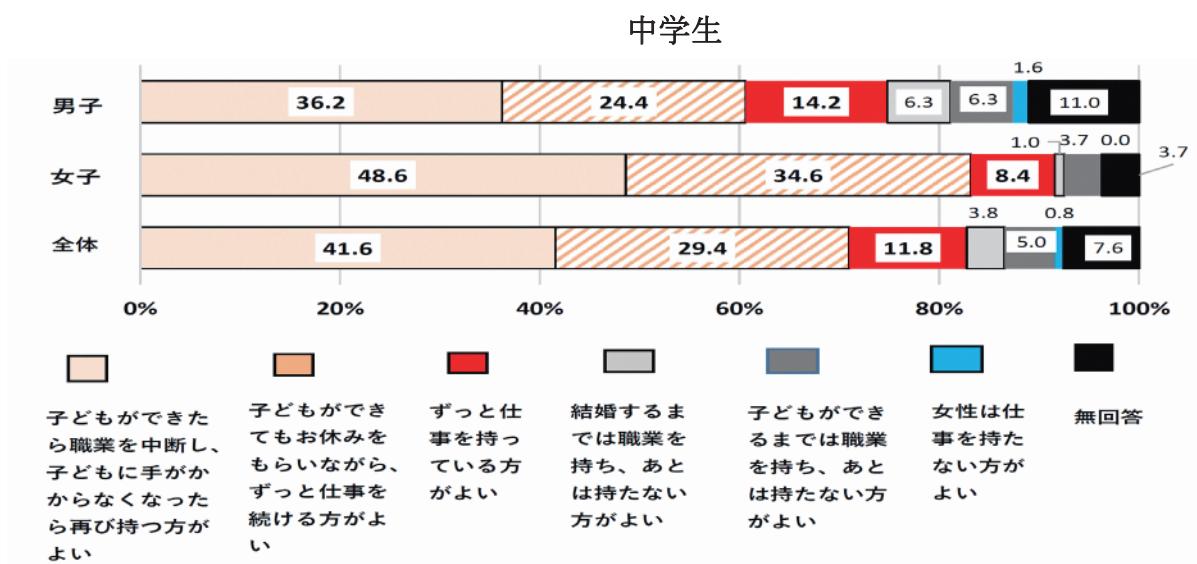
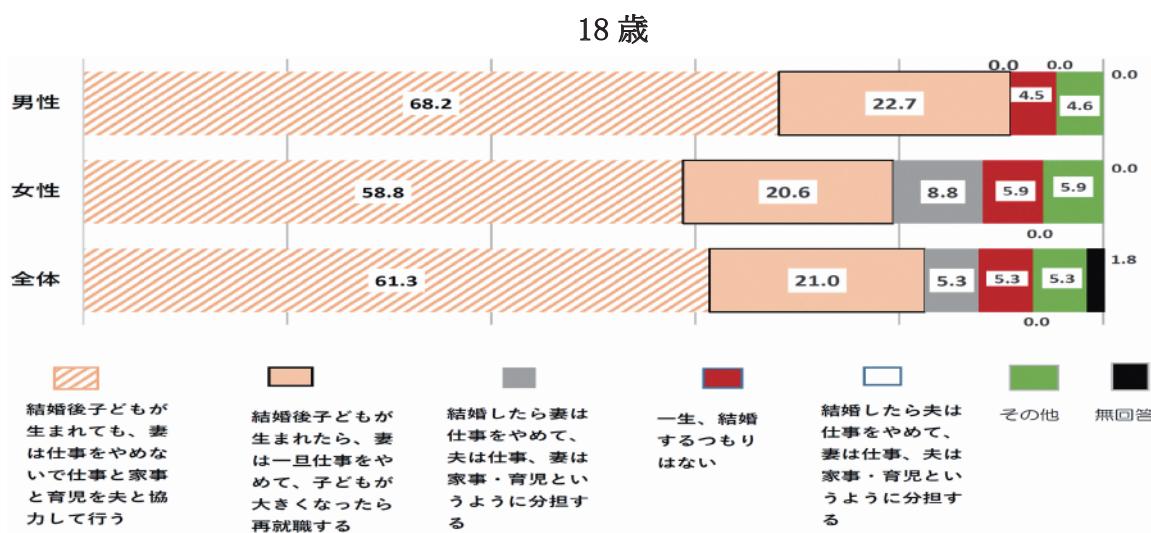
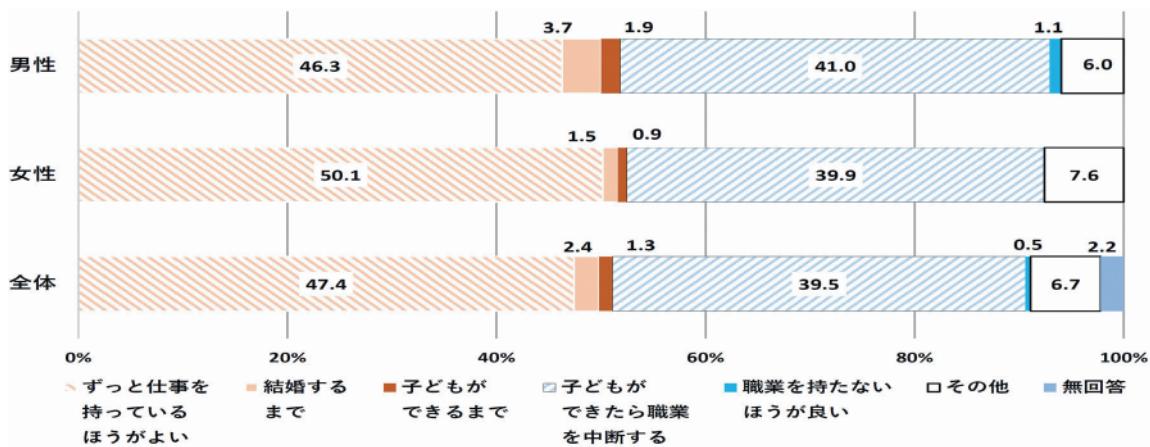
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方に対して



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）（18歳）（中学生）」（基山町：令和2年）

性別による“仕事、家庭”的役割の固定観念ではなく、「そう思う」と答えた割合は前回調査の結果と比べて減少傾向が見られました。一方、「そうは思わない」「どちらかと言えばそうは思わない。」と答えたのは、一般では74.6%、18歳では50.8%、中学生では、70.2%となっており、前回調査と比較すると増加傾向になっています。

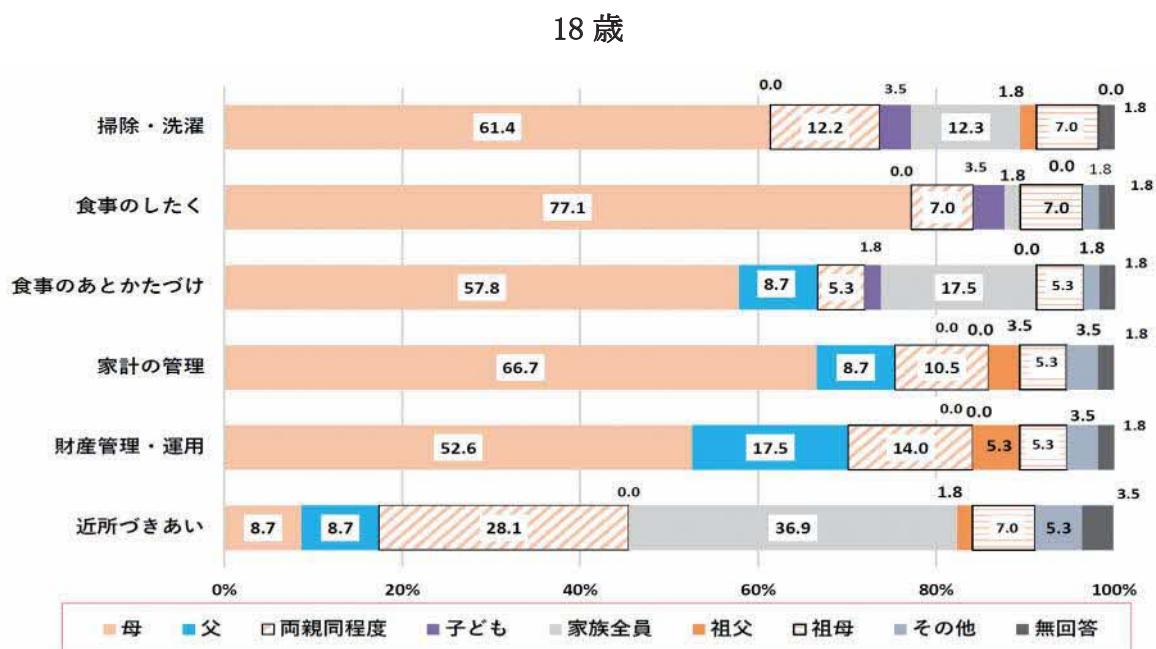
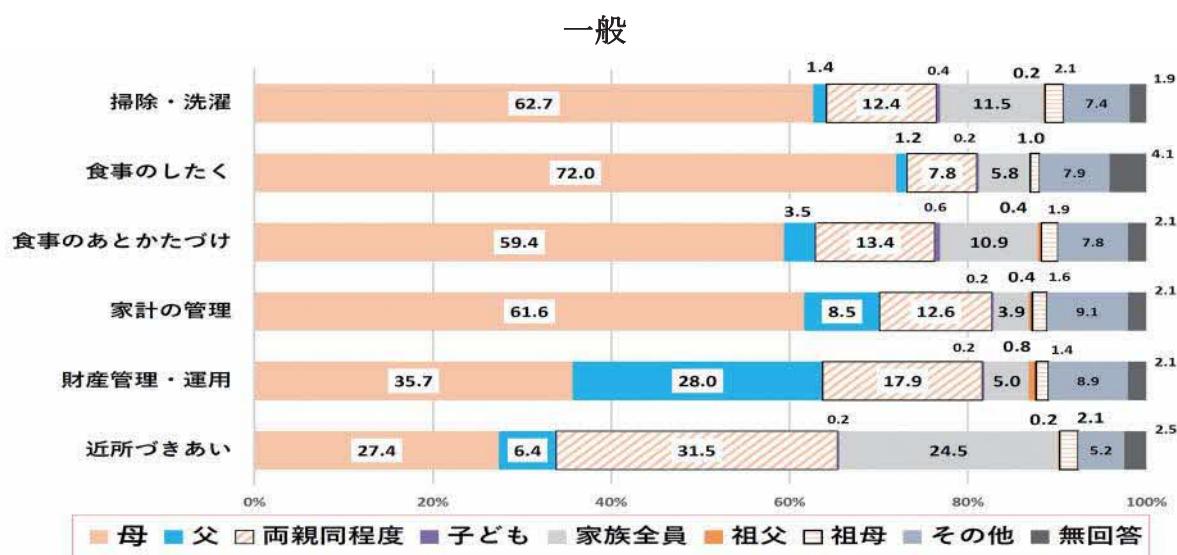
「女性が仕事を持つことについて」 一般



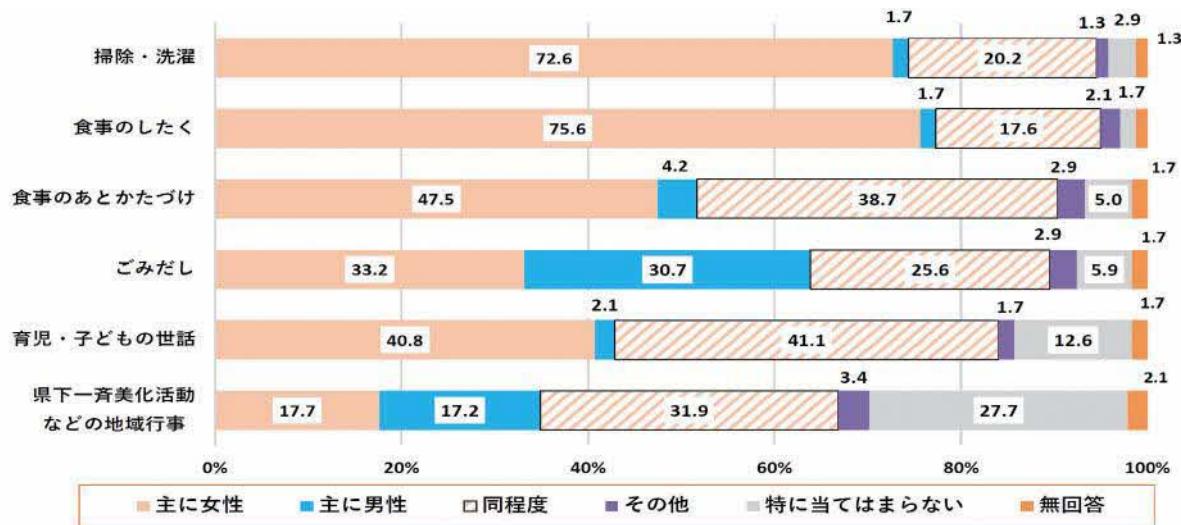
資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）（18歳）（中学生）」（基山町：令和2年）

一般的の前回調査では、「子どもができたら職業を中断し（退職）し、子どもに手がかからなくなつて再び持つ方がよい」が5割を超えていましたが、今回調査では、減少傾向がみられました。「ずっと職業を持っている方がよい」に賛同する人が、前回調査では4割となっていましたが、今回調査では、増加傾向にあり約5割となっています。18歳の今回調査では、「結婚後、子どもが生まれても妻は仕事をやめないで、仕事と家事と子育てを夫婦で協力して行う」が6割を超えています。中学生では、「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなつたら再び持つ方がよい」（全体 41.6%）に賛同する人が、「子どもができてもお休みをもらいながら仕事を続ける方がよい・ずっと仕事を持っている方がよい」（全体 41.2%）に賛同する人と同程度の割合になっています。

「家庭での役割分担について」



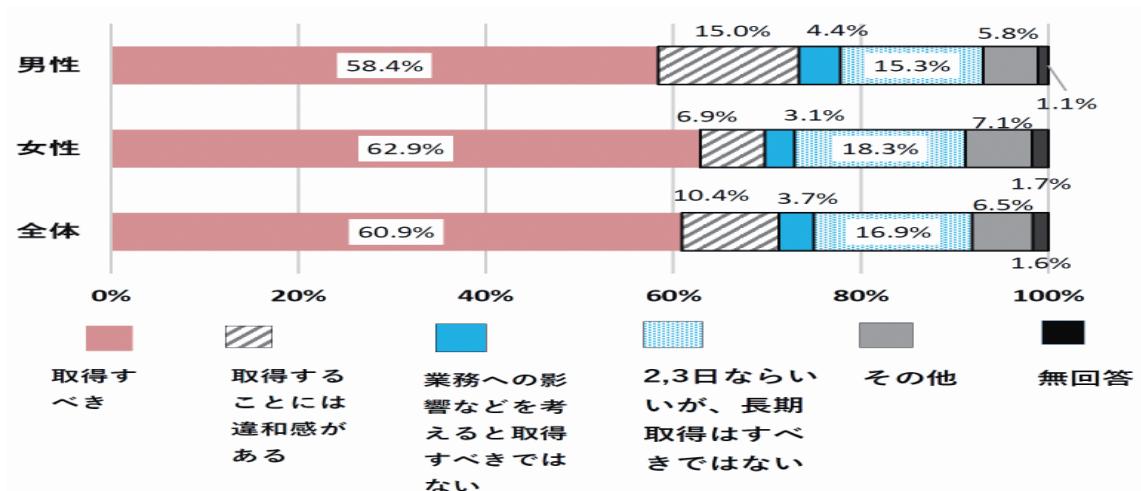
中学生



家庭のことに関しては妻・母親の負担が大きいことがわかりました。

男女とももっとコミュニケーションを図り、役割分担や支え合いの部分でお互いを理解しあうことが必要であることがわかりました。

「男性の育児休業取得について」



資料：「男女共同参画に関する意識調査（一般対象）」（基山町：令和2年）

5人に3人は、「男性も育児休業を取得すべきだ」(60.9%)と感じていることがわかりましたが、取得が進まない理由を問うたところ、「上司の理解が得られない」(51.6%)が最も高い結果となっており、次いで「取得者の仕事を代わりにしてくれる人がいない」(49.7%)となっています。

アンケート結果からは、「男は外で働き、女は家庭を守る」に同意しない人が増加傾向にあり、女性が仕事を持つことについても、「結婚して、子どもができても、お休みをもらいながら続ける」という意識に変わってきてはいるものの、依然として、家庭で

の役割分担では、「妻・母親」の役割が多く、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性は、育児や家事等への参画が、女性は、仕事の継続やキャリア形成等が困難になっています。

このため、性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、ダイバーシティ（多様性）の推進により、持続可能な社会を目指すことが社会的要請となっており、こうした取組は、M字カーブ問題の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画を進める上でも重要であると言われています。

5. 男女を取り巻く社会情勢の変化

1 総人口の減少

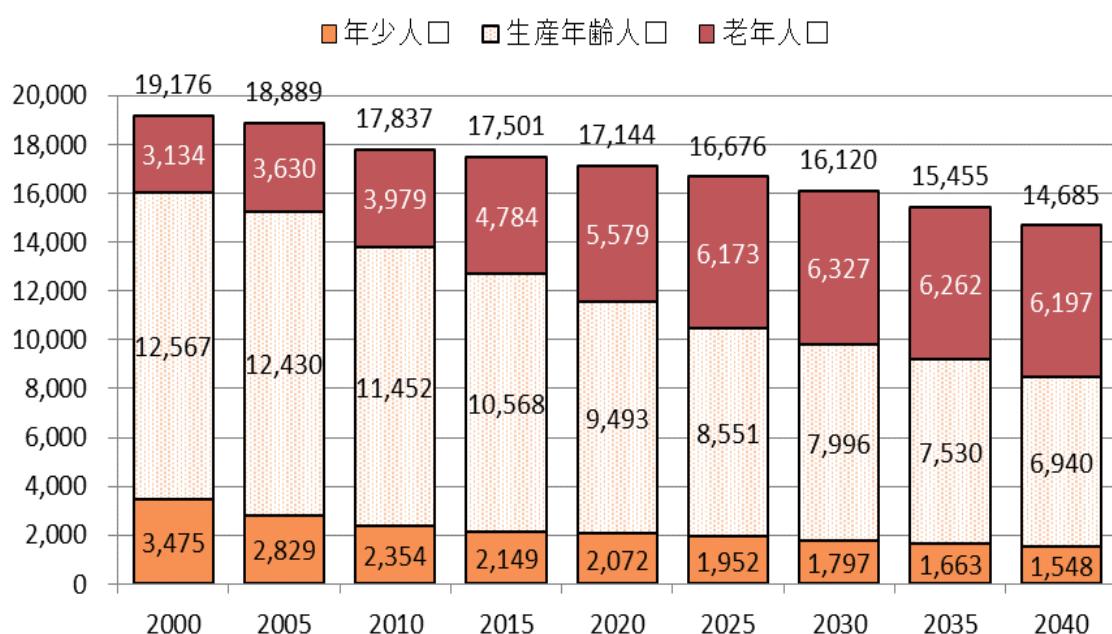
基山町の生産年齢人口は緩やかに減少しており、老人人口割合は2020年に30%を超過しています。

老人人口割合が2020年に30%を超える、2035年には40%に達します。

基山町の年少人口割合は減少傾向にあり、2040年には10.5%と少子化が進んでいきます。（図表1）（図表2）

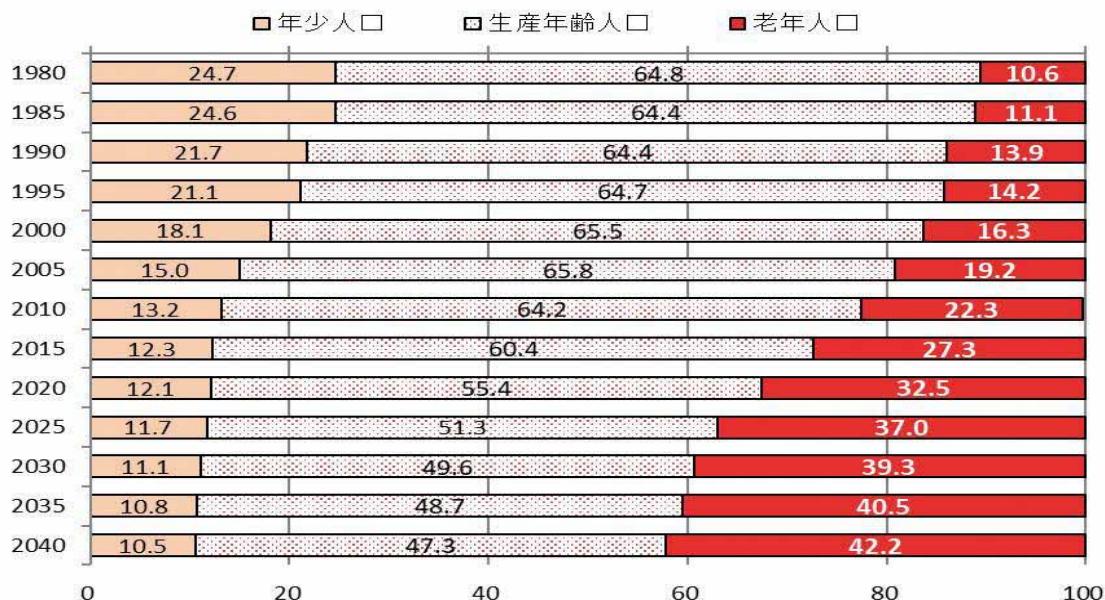
図表 1 年齢3区分別人口の推移と将来推計

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老人人口（65歳以上）



資料：総務省「国勢調査」（2015年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」
(平成30(2018)年推計人口)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移と将来推計



資料：総務省「国勢調査」(2015年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計」
(平成30(2018)年推計人口)

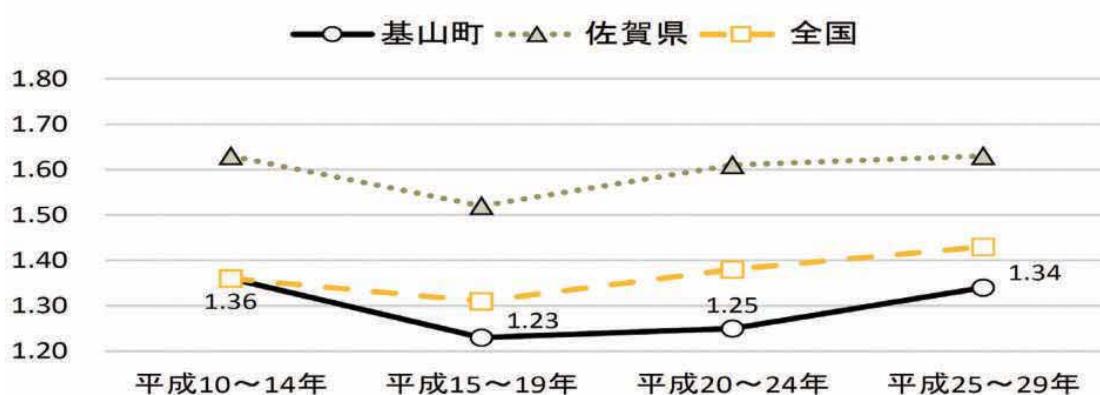
2 少子高齢化の進展

本町の合計特殊出生率（ベイズ推定値）※は、平成15～19年まではおおむね減少傾向にあったものの、平成20～24年では上昇しています。しかし、佐賀県や全国に比べ低い値で推移しており、人口維持に必要とされる人口置換水準（2.07）を下回る状態が続いている。(図表3)

人口ピラミッドを見ると、現在本町で最も人口が多いのは65～69歳となっています。この年齢層の方々は今後順次後期高齢者になられることから本町において、後期高齢者の割合が急速に進行することが予想されます。(図表4)

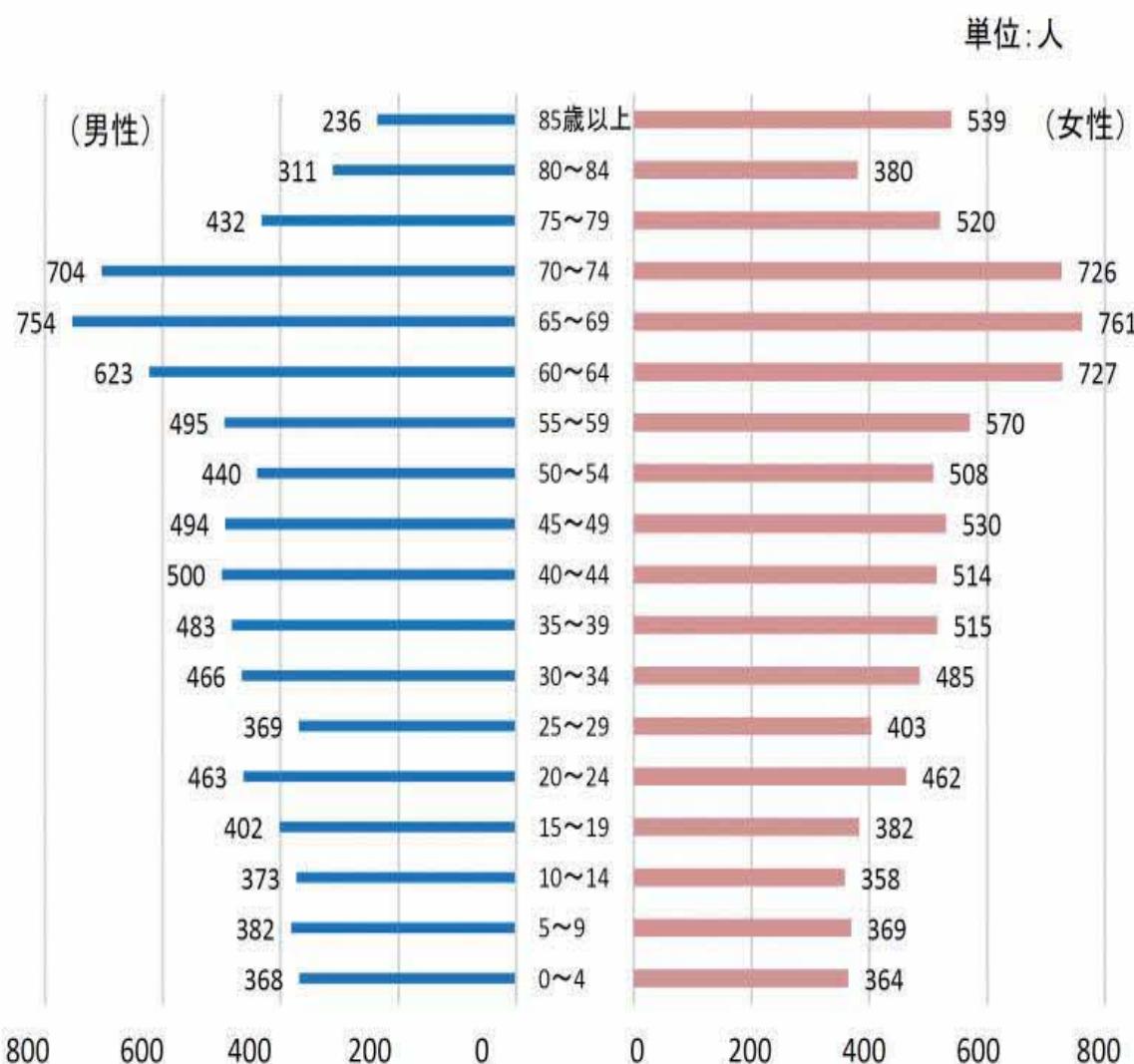
※15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当します。

図表 3 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計人口動態特殊報告

図表 4 基山町の人口ピラミッド

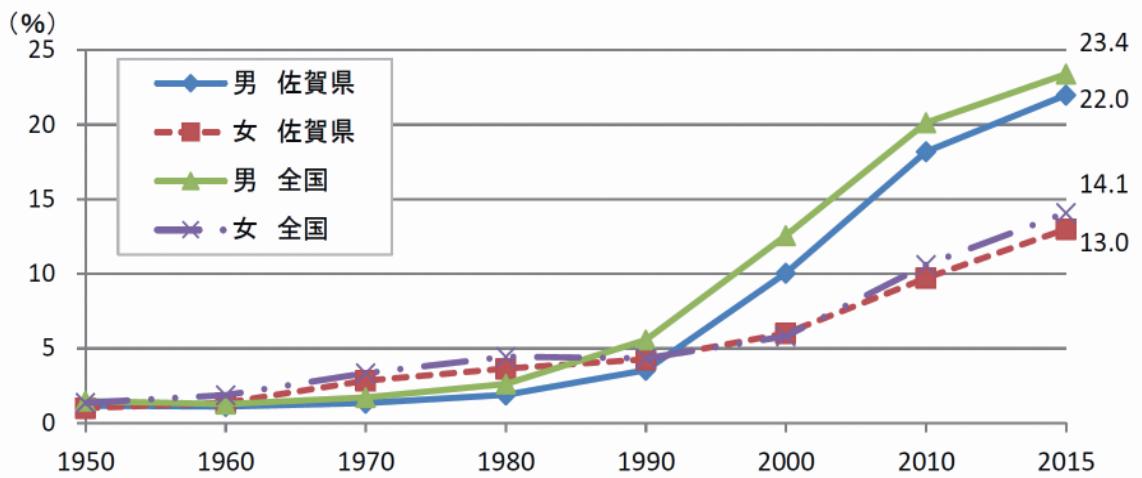


資料：住民基本台帳 令和2年10月31日現在

3 未婚率の推移

佐賀県の生涯未婚率は、上昇傾向にあります。佐賀県の生涯未婚率は、1970年は男性1.3%、女性2.8%であったものが、1990年代から大きく上昇して2015年には男性22.0%、女性13.0%となり、特に男性においては女性の2倍近くの未婚率となっています。(図表5)

図表 5 男女別生涯未婚率の推移



資料：国勢調査から国立社会保障・人口問題研究所算出

4 少子高齢化が本町にもたらす課題と男女共同参画

少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化は、晩婚化・非婚化が主な要因とされていますが、現実には、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育にかかる経済的負担など、多くの要因が複雑に作用する中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育てに対する孤独感も無視することはできません。

女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策のみならず、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計が実現できるような施策の展開が求められています。

5 家族形態の多様化

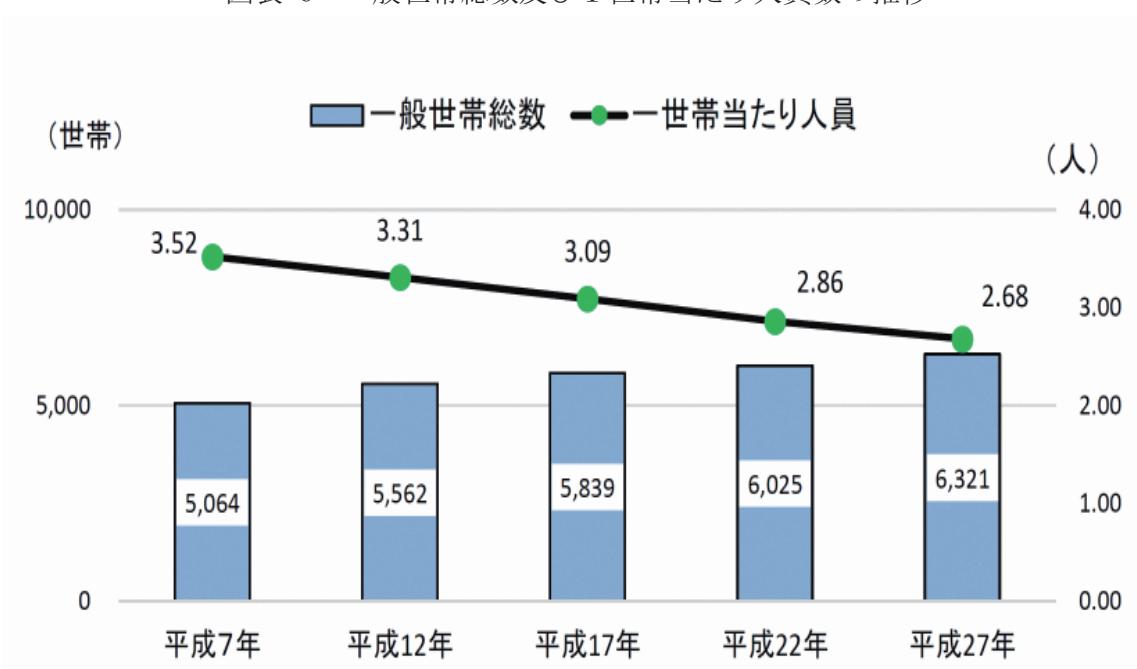
少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。本町では、一般世帯総数が一貫して増加している一方で、1世帯あたり人員は一貫して減少しており、核家族世帯、単身世帯の増加が見て取れます。

(図表6)

一世帯当たりの人員の減少する傾向が続くものと考えられ、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていくことが想定されます。世帯人数の減少は、家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなります。従来の固定的な性別役割分担意識を持ったままでは、家庭の安定を保つことは非常に困難になります。

また、ひとり親家庭の増加は、貧困など様々な困難を抱える人の増加にもつながっています。次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各家庭の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

図表 6 一般世帯総数及び1世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査 各年10月1日現在

6 経済状況及び就業構造の変化

わが国では、非正規雇用が増加する一方で、長時間労働が問題となっています。

非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

女性の年齢階層別労働力人口をみると、本町は佐賀県平均とほぼ同割合となっており、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷として、20歳代と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になっています。このことは「M字カーブ」と呼ばれており、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためと言われています。本町はM字カーブの落ち込みが緩やかであるものの、子育て期に就業を中断する女性が少なからず存在していることが分かります。(図表7)

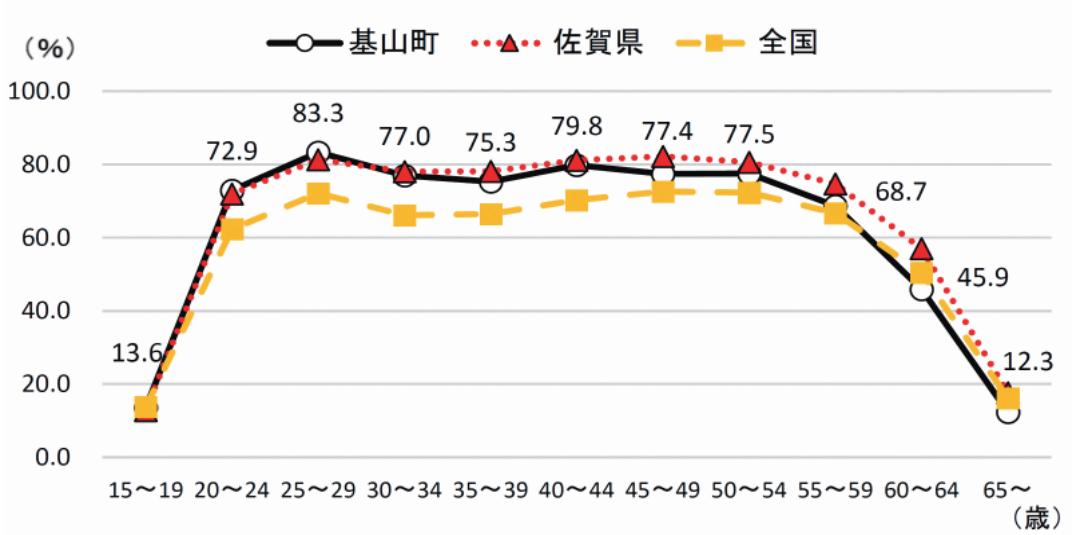
第1子出産前に就業していた女性のうち、第1子出産後も就業を継続する女性は、これまで4割前後で推移していましたが、最新の国調査では約5割へと上昇しています。(図表8)

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することのないよう支援するとともに、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取組が必要です。国の調査によると6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの育児・家事関連時間は1時間程度であり、先進国に比べても低水準になっています。

(図表9)

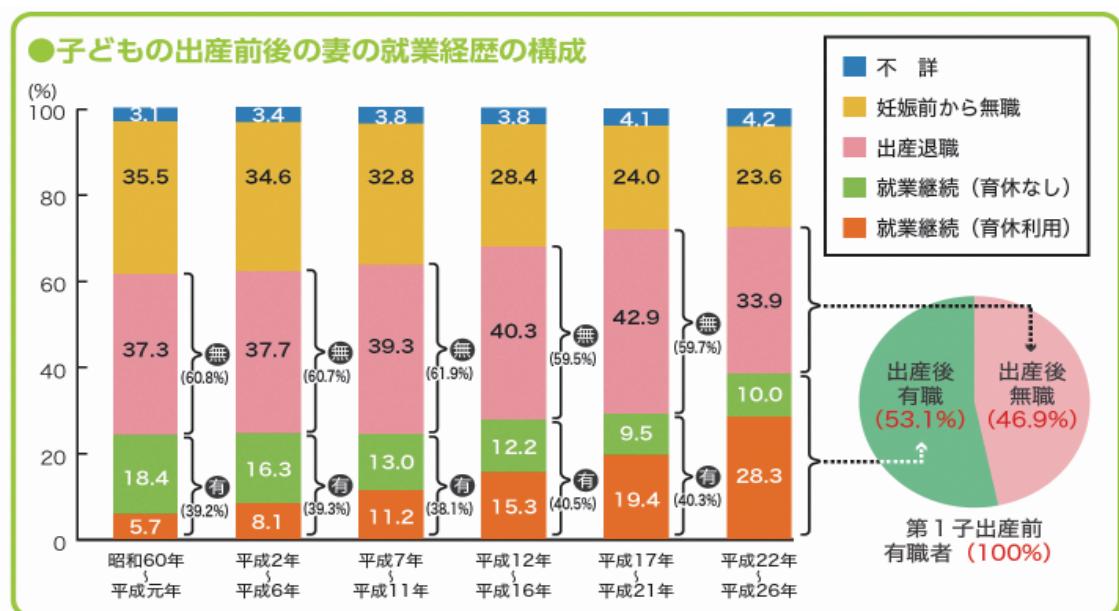
また、全国的に見て、佐賀県の労働者の労働時間が長いことが分かっており、令和元年の労働者一人平均の年間総実働時間を見ると、1,800時間と全国平均1,669を131時間上回っています。

図表 7 女性の年齢階層別労働率



資料：国勢調査 平成 27 年 10 月 1 日現在

図表 8 第 1 子出産前に就業していた女性の就業継続率の変化

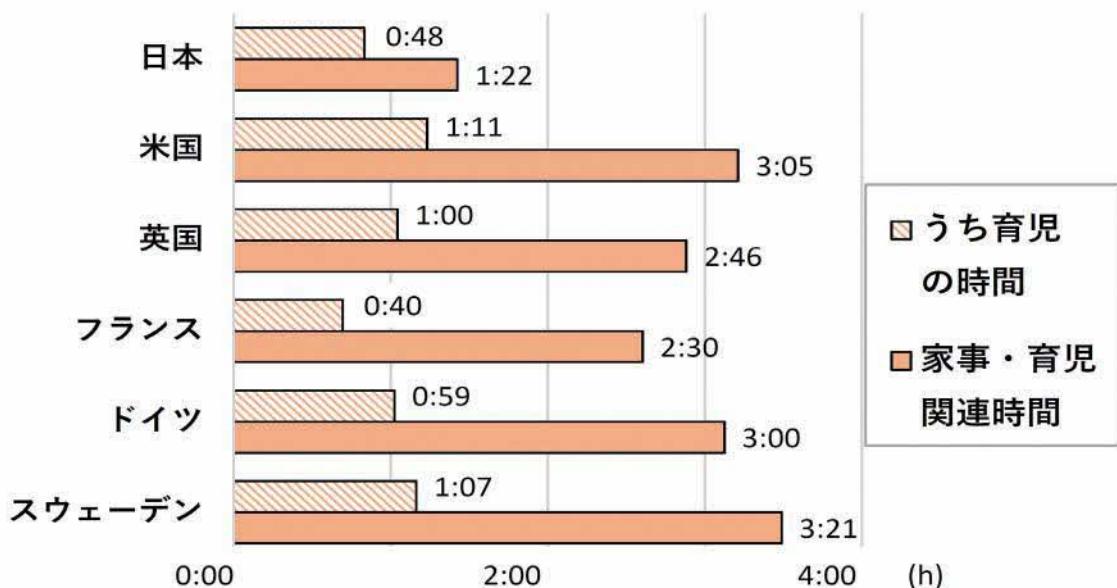


【備考】

1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
3. 出産前後の就業経歴
就業継続（育休利用）…妊娠判明時就業～育児休業取得～
就業継続（育休なし）…妊娠判明時就業～育児休業取得なし～
出産退職…妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
妊娠前から無職…妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

資料：内閣府男女共同参画局 「ひとりひとりが幸せな社会のために」令和2年度版

図表 9 家事・育児関連時間の国際比較（夫について）



【備考】

1. 総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S.“American TimeUse Survey”（2018）及びEurostat“How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Womenand Men”（2004）より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。
3. 日本、アメリカは末子の年齢が6才未満、EU諸国は6才以下。

資料：内閣府男女共同参画局 「ひとりひとりが幸せな社会のために」令和2年度版

7 地域コミュニティの変容

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯感や互助の機能が低下しており、自治会をはじめとする地域の各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。

しかし、地域社会は町民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安心・安全を確保する上で地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、定年退職による自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO（民間の非営利組織）活動への参加の動きが広がりを見せつつあります。

地域福祉の重要性が指摘されるなか、こうした町民の新しい地域活動と、従来の地縁に基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題です。地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加・参画できるような社会を創り上げていくことが求められています。